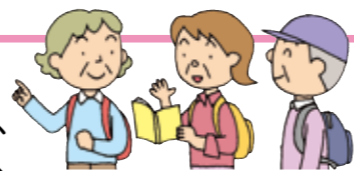


# 生きがい・社会参加の促進

## 高齢者いきいきチャレンジ事業



**事業概要** 市などの対象イベントへの参加に加え、アプリを使って、歩いたり、脳トレしたりしながらポイントを貯めることで、無理なく、楽しく健康習慣を身につけることができ、貯めたポイントは、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉で利用できるほか、電子マネー (PayPay) に交換できます。

松山市内在住で65歳以上のスマートフォンをお持ちの方であれば、どなたでも手軽に参加でき、無理なく、楽しく健康習慣を身につけることができます。

スマートフォンをお持ちでない方は紙のスタンプカードで参加できます。

**対象者** 松山市に住民票を置く65歳以上の方  
※年度内に65歳になる方を含みます

### 参加方法 ① 紙スタンプでの参加

対象イベントに参加し、紙のスタンプカードにスタンプを2つ貯めることで、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉の入浴券と引き換えができます。

※紙のスタンプカードは対象イベント会場や長寿福祉課で配布しています。

### ② アプリでの参加

対象イベントの参加に加え、アプリを使って、歩いたり、脳トレしたりしながらポイントを貯め、貯めたポイントは、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉で利用できるほか、電子マネー (PayPay) に交換できます。

※アプリとチャレンジカードの併用はできません

●事業詳細や対象イベントは松山市ホームページでご覧になれます(随時更新)。



このロゴマークが目印です



松山市高齢者いきいきチャレンジ

検索

### ●アプリの申込方法

ステップ1 「脳にいいアプリ」をインストール

Androidの場合



iPhoneの場合



※アプリは無料ですが、通信料は自己負担になります。

ステップ2 「脳にいいアプリ」から松山市メニューに進み、「高齢者いきいきチャレンジ事業」に申し込む

※申込時に本人確認書類のアップロードが必要です。

ステップ3 アプリ内に「承認通知」が届いたら、申し込み完了です。



松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832

# 日常生活の支援

## 高齢者等優待割引入浴事業

市内に住所を有する65歳以上の高齢者又は、障がい者が道後温泉椿の湯を含む市内の一般公衆浴場7カ所に入浴する場合に、その料金の一部を助成します。

**助成回数** 1人につき1年度(4月から翌年3月までの間) 50回まで

**助成額** 入浴1回につき250円(12歳未満は100円)

長寿福祉課、障がい福祉課、道後温泉椿の湯又は各支所までお越しください。ホームページからも申し込みできます。

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



(通信料は自己負担になります)

## 敬老マッサージ補助事業

市内に住所を有する70歳以上の高齢者が保険適用外のおん摩、マッサージの施術を受ける場合に、その料金の一部を助成します。

**助成回数** 1人につき1年度(4月から翌年3月までの間) 6回まで

**助成額** 施術1回につき1,000円

利用者及び窓口に来た人の両者の本人確認書類(マイナンバー・運転免許証など)をお持ちになって、長寿福祉課、福祉届出コーナー又は各支所までお越しください。ホームページからも申し込みできます。

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



(通信料は自己負担になります)

## 緊急通報体制整備事業

ご自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターが迅速かつ適切な措置を講じます。平常時には相談を受け付けたり安否確認を行います。

**対象者** 市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、固定電話・携帯電話等の連絡手段をお持ちの方であって、以下の身体的状況のいずれかに該当する方

- ①要介護認定を受けている方(要支援含む)
- ②心疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患等日常生活で常に注意を払うべき疾患のある方
- ③認知症であると診断を受けている方
- ④その他、通常の電話機では外部との連絡が難しい状況にある方

### ●協力者駆け付け方式

松山市内に在住でそれぞれ別世帯の協力者が2名以上必要です。協力者には緊急時に受信センターがお願いすることについていつでも対応いたします。

**利用料** 市民税所得割課税世帯 1カ月：1,000円 市民税所得割非課税世帯 1カ月：500円  
生活保護世帯 無料

### ●警備員駆け付け方式

緊急時には、必要に応じて松山市が委託した警備員がご自宅に伺います。

**利用料** 市民税所得割課税世帯 1カ月：2,000円 市民税所得割非課税世帯 1カ月：1,000円  
生活保護世帯 無料

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832

## 日常生活用具給付等事業

支援を必要とする低所得でひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に、日常生活用具の給付等を行っています。

**対象者** 市内に住所を有する65歳以上の方で市民税所得割非課税世帯、かつ以下の各種の要件に該当する方

**種類** 電磁調理器（給付）・自動消火器（給付）  
 ・ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、火の取り扱いに不安がある方  
 火災警報器（給付）  
 ・ねたきり高齢者のいる世帯で、借家でない方  
 福祉電話（貸与）  
 ・ひとり暮らしで常時安否確認を必要とし、他に連絡手段がない方  
 ※通話料は利用者本人負担です。



松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832

## 愛の一声訪問事業

おひとり暮らしの高齢者のご家庭に乳酸菌飲料を訪問配布し、安否確認をするとともに孤独感の解消に努める事業です。

**対象条件** ※下記①～④全てに該当する方が対象です。  
 ①市内に居住する満77歳以上ひとり暮らしの方 ②安否確認が必要な方  
 ③乳酸菌飲料が飲める方 ④緊急通報装置、福祉電話の利用をしていない方

**申請方法** 各地区担当の民生委員からの申請となります。  
 まずは、民生委員にご相談ください。

松山市社会福祉協議会 地域支援課 ☎941-3828 FAX941-4408

## 高齢者補聴器購入費助成事業

加齢等による聴力機能の低下により、他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者が閉じこもりにならないよう、高齢者の外出及び地域交流を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。対象要件の確認がありますので、まずは長寿福祉課までお問合せください。

**対象者** 次の要件を全て満たしている方  
 ①市内に居住し、住民登録がある65歳以上の人  
 ②補聴器購入日時点で、市民税所得割非課税世帯であること  
 ③両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、耳鼻咽喉科の医師により補聴器の必要性が認められていること  
 ④聴覚障害の身体障害者手帳が交付されていないこと

**対象機器** 補聴器（集音器や助聴器は除く）本体及び附属品（電池、充電器及びイヤモールド）

**助成金** 上限30,000円

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832

## その他事業

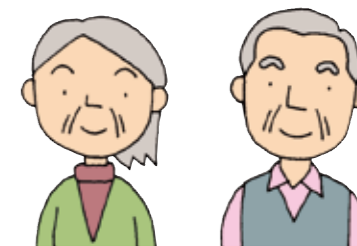
### 長寿祝品支給事業

長寿の節目を迎えられた高齢者に祝品を贈呈することにより、長年の労苦をいたわるとともに長寿を尊び、生きがいを持っていただく目的の事業です。

**対象者** ・9月15日現在で、市内に引き続き1年以上住所を有する人  
 ・当該年度内に88歳又は100歳の誕生日を迎える人

**支給内容等** 9月15日以降にお祝品をお届けします。申請は不要です。

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832



### 入所型老人福祉施設

#### ●養護老人ホーム

市内に住所を有する65歳以上の人で、環境上の理由により在宅での生活が困難になった低所得者が自立した日常生活を営むために援助する施設です。入所費用は、本人分は年金等の収入に応じて決定されます。扶養義務者がいる場合は、課税状況により負担が生じます。

松山養護老人ホーム江南荘	恵原町甲880	☎963-1655
愛媛県盲老人ホーム権現荘	平田町187-1	☎978-2681

松山市長寿福祉課 ☎948-6408 FAX934-1832

### 保健事業

#### ●健康相談

**時間** 9:00～17:00

**場所** 松山市保健所

**内容** 健康に関する相談を電話または来所（予約制）で行います（ただし、特定保健指導に関することは除きます）。

松山市保健所 健康づくり推進課 ☎911-1817 FAX 925-0230

#### ●栄養相談

**時間** 9:00～12:00、13:00～16:00

**場所** 松山市保健所

**内容** 食べ物、栄養に関する相談に応じます。なお、栄養士不在の医療機関に通院している方や個別の症例に応じた相談を希望する場合は医師の指示書が必要です（要予約、日程はお問い合わせください。ただし、特定保健指導に関することは除きます）。

松山市保健所 健康づくり推進課 ☎911-1818 FAX 925-0230



## 地域福祉サービス事業

在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等で、何らかの原因によって日常生活に支障が生じている家庭に、地区社会福祉協議会を通じて協力会員（地域住民）が訪問し、簡易な生活援助等を行う地域住民の参加と協力による有料の住民参加型在宅福祉サービスです。

**活動例：**話し相手、ゴミ出し、庭の草引き、電球の交換など

※この事業は地域住民が“お互いさま”の心で、地域ぐるみで支え合う活動です。地域によっては、協力会員数やサービス内容等が異なり、必ずしもサービス提供ができるとは限りませんので、ご了承ください。

**利用料** 30分100円（協力会員1人につき）

**松山市社会福祉協議会 地域支援課 ☎941-3828 FAX941-4408**



## 聴覚障がい者の生活支援

市内に住所を有する聴覚に障がいのある人や、家族からの生活全般についての相談を、関係機関と連携しながら問題の解決に向けて支援します。

**費用** 無料

**内容** 健康、育児、介護保険の利用などさまざまな相談をお受けします。



### ●松山市意思疎通支援事業

市内に住所を有する聴覚等に障がいのある人に対して、意思疎通支援のための手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。

**通訳者** 松山市に登録している手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

**費用** 無料

**派遣内容** 医療、教育、介護保険などさまざまな場面で利用できます。

**松山市障がい福祉課 ☎948-6433 FAX932-7553**

**松山市社会福祉協議会 権利擁護支援課 聴覚総合支援担当 ☎921-2143 FAX921-2142**

## 公益社団法人松山市シルバー人材センター 福祉家事援助・高齢者生活支援サービス

高齢者の方の日常生活でお手伝いが必要なとき、シルバー人材センターの登録会員がお伺いして、日常生活のお手伝いをします。

### ●福祉家事援助サービス

#### 内 容

- 1日常生活上の家事のお手伝い（掃除、洗濯、調理、買い物）  
外出の付添い（買い物、通院）  
病院での見守り
- 2屋内作業（整理整頓、家具移動）  
屋外作業（庭の掃除、除草、散水）  
墓地清掃

#### 利用料

- 11回（2時間程度）2,664円程度～
- 21回（半日程度）4,788円程度～

### ●高齢者生活支援サービス（中島地区では実施していません。）

#### 内 容

65歳以上の高齢者のみの世帯の方に、屋内の日常生活の援助をします。

#### 利用料

1回（2時間程度）2,553円程度～

**公益社団法人松山市シルバー人材センター松山福祉事務所 ☎998-2888 FAX934-3980**

**（北条地区にお住まいの方は）北条福祉事務所 ☎993-2877 FAX993-2878**

**（中島地区にお住まいの方は）中島福祉事務所 ☎997-1515 FAX997-1176**



## 松山市消費生活センター

### ●消費生活相談

高齢者などが消費者トラブルにあった際に、適切な支援や助言を行う相談窓口です。

**時 間** 8:30～16:00 窓口または電話で相談に応じます。（☎948-6382）

### ●消費生活講座（出前講座）

消費生活講座は、悪質商法や特殊詐欺の被害防止等を目的としています。講座の受講を希望する「10名以上の団体」に、講師を派遣しますので、下記へお問い合わせください。



**松山市市民生活課 消費生活センター ☎948-6381 FAX934-1768**